

～資料編～

1 用語解説

(注¹)「食育基本法」

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、食育を総合的かつ計画的に推進することを目的に平成17年7月に施行された法律です。

(注²)「食育」

食育基本法では「食育」は「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」「様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけられています。

(注³)「健康寿命」

高齢者が寝たきりにならない状態で、介護を必要としないで生活できる期間のことです。

(注⁴)「メタボリックシンドローム」

内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうち、いずれか2つ以上をあわせ持った状態のことをメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）といいます。食事や運動、喫煙などの生活習慣を改善しなければ、動脈硬化を進行させ、心疾患や脳血管疾患等が起こりやすくなります。

(注⁵)「新しい生活様式」

新型コロナウイルス感染症防止の3つの基本である①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗いの実施や「3密(密集、密接、密閉)」を避ける、等を取り入れた日常生活のこと。

(注⁶)「くりはらの食」

栗原市は、米や野菜等の豊かな食材に恵まれ、それらを活用した餅料理をはじめとした地域に根付いた独自の調理方法で作られた郷土料理があります。また、お盆に盆棚を飾り、ご先祖様のために並べる料理のような行事食もあります。そして、これらの「ハレの食」に対し、季節の食材を使った煮物等、普段の暮らしの中で家庭や地域に受け継がれている地元食もあります。

栗原市食育推進計画では、この栗原市の食材とそれを利用した郷土料理・行事食・地元食の作り方や食文化等を総称して「くりはらの食」としています。

主な「くりはらの食」

○食 材

お米・パプリカ・岩魚・大根・いちご・かぼちゃ・大豆・ズッキーニ・そば・自然薯・日本酒など

○料 理

(参考：くりはらツーリズムハンドブック「地元食の本」)

郷土料理・行事食・地元食	主な料理の一例
“ハレ”の食事(餅料理)	ふすべ餅、えび餅、雑煮餅、ぼた餅、草餅、ごま餅、きなこ餅、納豆餅、しょうが餅、飴餅、ずんだ餅
“ケ”の食事	はっとう、かぼちゃばっとう、がんづき、人参の白和え、ナスのずんだ和え、ねつけ豆、たけのこと小女子の煮物、切り干し大根の煮物、凍み大根の煮物
行事食	ミョウガの葉焼き、赤飯、さんこや汁、おくずかけ
多彩な保存食	干し柿、干し大根、凍み大根、干しナス、らっきょうの甘酢漬け、赤しそ梅干し、白菜漬と塩鮭の粕煮、きしやずいれ
山菜料理	いろいろな山菜料理(ウレイの酢味噌和え、コゴミの胡麻和え、葉わさびの粕漬け、ミズとろろ など)、ふきの佃煮、ぜんまいの煮付
その他	そばだんご、岩魚丼

※「ハレ」の食事：特別な日(お祝いなど)の食事、「ケ」の食事：家庭で日常的にとられている食事やおやつ

(注⁷)「肥満傾向児」

性別・年代別・身長別標準体重から求める肥満度が20%以上の児童・生徒をいいます。

(注⁸)「一日に必要な野菜の量」

厚生労働省が推奨する「成人の野菜の一日摂取目標量」は350g(5皿)です。野菜料理(おひたし等の小鉢一つやサラダ1皿分)は、約70gですので、朝・昼・夜の3食で5皿を目標に摂りましょう。また、淡色野菜230gと緑黄色野菜120gを組み合わせ、あわせて350gになるように摂りましょう。



(注⁹)「食生活改善推進員」

「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに生涯における食を通じた健康づくり活動を地域において推進しているボランティア組織の団体であり、全国で約15万人が活動しています。さらに栗原市では、食文化伝承活動にも活動の幅を広げるとともに、健康づくり運動の推進にも力を入れ、「食」と「運動」の両面から市民の健康づくり活動を支援しています。

(注¹⁰)「地区充足率」

食生活改善推進員が一人以上在籍している行政区の割合です。

(注¹¹)「食育ピクトグラム」(農林水産省)について

食育ピクトグラムについて

食育ピクトグラムは、食育の取組を子供から大人まで誰にでもわかりやすく発信するため、表現を単純化した絵文字であるピクトグラムを作成し、多くの人に使用していただくことを目的として制作しました。食育の取組についての情報発信する際に自由にお使いいただけます。

<p>1 みんなで楽しく食べよう</p>	<p>共食 家族や仲間と、会話を楽しみながら食べる食事は、心も体も元気にします。</p>	<p>2 朝ごはんを食べよう</p>	<p>朝食欠食の改善 朝食の摂取は、健康的な生活習慣につながります。</p>
<p>3 バランスよく食べよう</p>	<p>栄養バランスの良い食事 主食・主菜・副菜の組み合わせた食事で、バランスの良い食生活になります。</p>	<p>4 太りすぎないやせすぎない</p>	<p>生活習慣病の予防 適正体重の維持や減塩に努めて、生活習慣病を予防します。</p>
<p>5 よくかんで食べよう</p>	<p>歯や口腔の健康 よくかんで食べるにより歯の発達・維持、食べ物による窒息を防ぎます。</p>	<p>6 手を洗おう</p>	<p>食の安全 食品の安全性等についての基礎的な知識をもち、自ら判断し行動する力を養います。</p>
<p>7 災害にそなえよう</p>	<p>災害への備え いつ起こるかも知れない災害を意識し、非常時のための食料品を備蓄しておきましょう。</p>	<p>8 食べ残しをなくそう</p>	<p>環境への配慮(調和) SDGsの目標である持続可能な社会を達成するため、環境に配慮した農林水産物・食品を購入したり、食品ロスの削減を進めたりします。</p>
<p>9 産地を応援しよう</p>	<p>産地消費等の推進 地域でとれた農林水産物や被災地食品等を消費することは、食を支える農林水産業や地域経済の活性化、環境負荷の低減につながります。</p>	<p>10 食・農の体験しよう</p>	<p>農林漁業体験 農林漁業を体験して、食や農林水産業への理解を深めます。</p>
<p>11 和食文化を伝えよう</p>	<p>日本の食文化の継承 地域の郷土料理や伝統料理等の食文化を大切に、次の世代への継承を図ります。</p>	<p>12 食育を推進しよう</p>	<p>食育の推進 生涯にわたって心も身体も健康で、質の高い生活を送るために「食」について考え、食育の取組を応援します。</p>

詳しくは

食育ピクトグラムのご案内【農林水産省】

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/pictgram/index.html>



(注¹²) 『はやね・はやおき・あさごはん』推奨運動

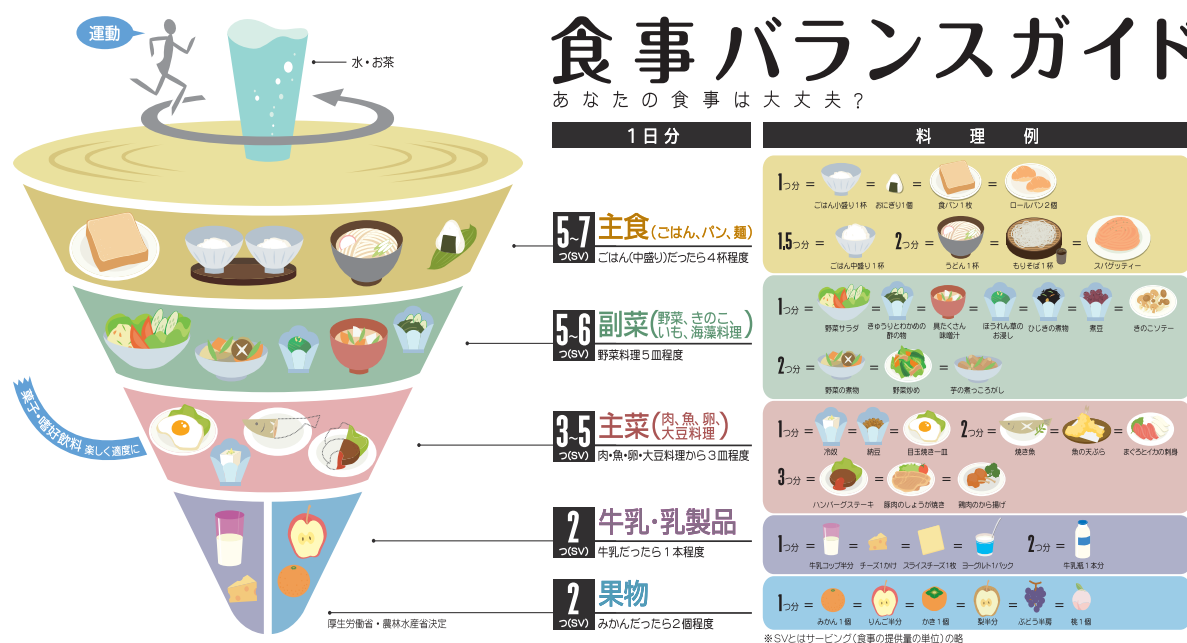
知(学力)・徳(心)・体(健康)の調和のとれた元気な児童生徒を育成するためには、学習面での基礎学習の徹底と基本的生活習慣の定着を両輪として推進していくことが重要であることから、学校において「学力向上推進プログラム」に基づく施策を展開するとともに、地域・家庭に対して「はやね・はやおき・あさごはん」といった基本的生活習慣の定着を推奨することを広く呼びかけるなど、児童生徒の生活リズムの向上に向けて、宮城県教育委員会が中心となって展開している運動です。

(注¹³) 「食事バランスガイド」

一日に何をどれだけ食べたらよいかをコマのイラストにより表現したものです。水分や菓子、運動も含めバランスが悪くなると倒れてしまうコマをイメージして作られました。

【農林水産省】

※コマに書かれてある適量は、性別や活動量によって違います。医師からの指示がある方はそちらが優先されます。



(注¹⁴) 「三色食品群の赤・緑・黄の食品」

食品そのものに含まれている栄養素や、その働きごとに、食品を3つのグループに分けたものを三色食品群といいます。赤は主に体をつくるものとなり、肉・魚・卵・牛乳・乳製品・豆等の食品です。緑は主に体の調子を整えるものとなり、野菜・果物・きのこ等の食品です。黄は主にエネルギーのもととなり、米・パン・めん類・いも類・油・砂糖等の食品です。

(注¹⁵) 「共食」

「孤食」という一人で食事をすることに対する概念で「食事を共有」することです。

「孤食」とは家族と暮らしている環境下において一人で食事を摂ることです。

(注¹⁶) 「食品ロス」

食べられる状態であるにもかかわらず、捨てられている食品。小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余りなどが主な原因となります。

(注¹⁷)「賞味期限」

「賞味期限」とは、比較的傷みにくい食品に表示するもので、おいしさなどの品質が保たれる期限。

例) スナック菓子、即席めん類、缶詰など

(注¹⁸)「消費期限」

「消費期限」とは、品質が急速に劣化する食品に表示するものであり、安全に食べられる期限。

例) 弁当、調理パン、そうざい、生菓子類、食肉、生めん類など

(注¹⁹)「フードドライブ」

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付する活動。

(注²⁰)「お膳のかたち」

「主食・主菜・副菜」をそろえた栄養バランスの良い食事をいいます。(P27ページ参照)

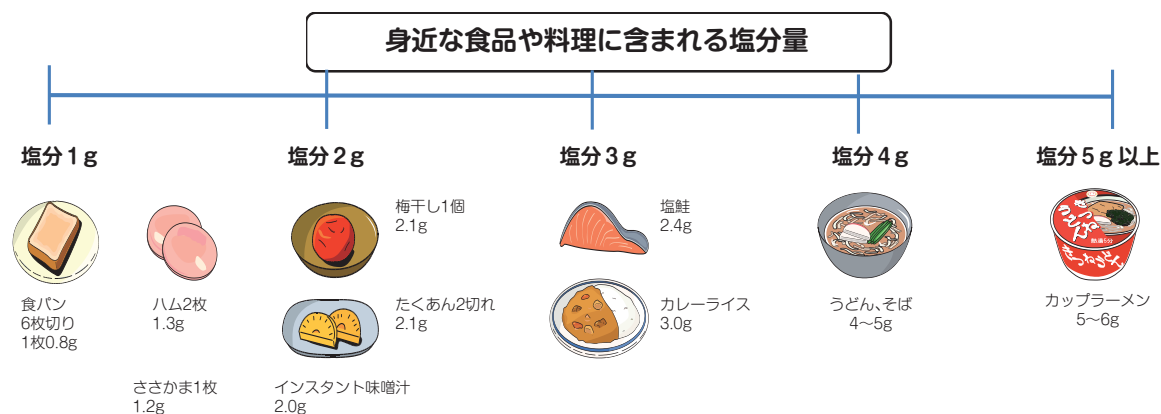
(注²¹)「中食」

レストラン等へ出かけて食事をする「外食」と、家庭内で手作り料理を食べる「内食」の中間に位置する食事形態のことです。一般的にはスーパーやコンビニエンスストア等で販売されている弁当や惣菜等、家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場に持ち帰り、そのまま(加熱調理することなく)食事として食べられる状態に調理された食品を指します。

(注²²)「成人の1日の塩分摂取目標量」について

成人の1日の塩分摂取目標量は、男性7.5g未満、女性6.5g未満です。

高血圧やがんと食塩摂取との関連を検討した研究や、最近の日本人の食塩摂取量の推移などを参考に塩分目標量が設定されています。(日本人の食事摂取基準2020年度版より)

(注²³)「BMI」

Body Mass Index。「体重(キログラム)÷身長(メートル)÷身長(メートル)」で算出される体格指数で、肥満度を測るための国際的指標です。医学的に最も病気が少ない数値として22を標準とし、18.5未満が「やせ」、25以上を「肥満」としています。

目標とするBMIの範囲について「日本人の食事摂取基準(2020年度版)」では、18~49歳では18.5~24.9、50~64歳では20.0~24.9、65歳以上では21.5~24.9と示されています。

※適正体重(キログラム)の計算式: 身長(メートル)×身長(メートル)×22

(注²⁴)「フレイル」

加齢により体や心のはたらき、社会的なつながりが弱くなった状態。要介護状態に至る前段階として位置づけられ、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味します。

(注²⁵)「食品表示法」

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法等の食品の表示に関する規程を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度とするため、平成27(2015)年4月に施行された法律です。食品表示法では、これまで任意とされていた栄養成分の表示が、原則全ての加工食品で義務化されたほか、機能性表示食品制度が新たに創設されました。

(注²⁶)「栄養成分表示」

食品表示法の規定により、平成27年4月1日から一部の事業者を除き、一般加工食品の栄養成分の量及び熱量(エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量)の表示が義務化されました。

(注²⁷)「日本型食生活(和食)」

「日本型食生活」とは、昭和50年代ごろの食生活のこと。ごはんを主食としながら、主菜・副菜に加え、適度に牛乳・乳製品や果物が加わった、バランスのとれた食事です。

「和食」とは、平成25年10月「和食：日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録されました。料理そのものだけでなく「自然を尊ぶ」という日本人の気質に基づいた「食」に関する「習わし」を示すものです。

(注²⁸)「地産地消」

「地域で生産されたものをその地域で消費すること」を意味することばで、地域の消費者需要に応じた生産と生産された農林水産物を地域で消費しようとする活動を通じて、生産者と消費者を結び付ける取り組みのことです。

(注²⁹)「6次産業化」

6次産業化とは、農業を1次産業としてだけではなく、加工などの2次産業、さらにはサービスや販売などの3次産業まで含め、1次から3次まで一体化した産業として農業の可能性を広げようとするものです。

(注³⁰)「食育月間と食育の日」

食育推進基本計画(平成18(2006)年3月)において、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、国民への浸透を図るため、毎年6月を「食育月間」とし、食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るため毎月19日を「食育の日」と定めています。

「食育月間」「食育の日」において、家庭・学校・地域社会全体を通じて食育に関する理解を深め、実践する契機となることが望まれます。

2 栗原市健康づくり推進協議会委員名簿

	所 属	役職名等	氏 名	備 考
1	佐藤外科医院	院 長	佐 藤 和 彦	
2	菊池歯科医院	歯 科 医 師	三 澤 公 夫	
3	栗原市在宅医療・介護連携 支援センター	所 長	千 葉 由美子	
4	宮城県北部保健福祉事務所 (宮城県大崎保健所)	健康づくり支援班長	松 本 紀 子	
5	栗原市医療局	医 療 管 理 課 長	小野寺 幸 博	
6	栗原市保健推進員	築 館 地 区	玉 田 環	
7	〃	若 柳 地 区	高 橋 ひろ子	
8	〃	栗 駒 地 区	佐 藤 初 音	
9	〃	高 清 水 地 区	穴 戸 かづ江	
10	〃	一 迫 地 区	佐 藤 よし子	
11	〃	瀬 峰 地 区	手 島 智賀子	
12	〃	鶯 沢 地 区	高 橋 厚 子	
13	〃	金 成 地 区	二階堂 亮 子	
14	〃	志 波 姫 地 区	高 橋 せつ子	
15	〃	花 山 地 区	菅 原 典 江	
16	栗原市食生活改善推進員 協議会	副 会 長	岩 淵 明 美	
17	UGOQ株式会社	代 表 取 締 役	後 藤 聡	
18	栗原市教育部	学 校 教 育 課 長	菅 原 主 税	
19	栗原市立花山小学校	養 護 教 諭	三 浦 幸 子	

3 栗原市食育推進委員会設置要綱

平成21年9月25日

告示第182号

改正 平成25年10月31日告示第235号

平成27年11月2日告示第226号

平成28年3月24日告示第46号

平成30年3月15日告示第41号

令和元年6月28日告示第44号

令和2年3月31日告示第126号

令和3年3月18日告示第46号

令和4年3月30日告示第97号

(設置)

第1条 栗原市食育推進計画(以下「推進計画」という。)に基づき食育を総合的かつ効果的に推進し、健康で心豊かな活力のある栗原の実現を図るため、栗原市食育推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 食育の総合的な推進に関すること。
- (2) 食育の推進に係る情報収集及び発信に関すること。
- (3) 推進計画の進行管理、見直し及び変更に関すること。
- (4) その他食育の推進に関し必要な事項

(組織等)

第3条 委員会の委員は、別表第1に掲げる機関又は団体(以下「機関等」という。)に属する者であつて、かつ、当該機関等から推薦された者及び別表第2に掲げる職にある者のうちから市長が委嘱する。

(平28告示46・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年を経過する年の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平25告示235・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部健康推進課において処理する。

(平28告示46・旧第8条繰上・一部改正)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(平28告示46・旧第9条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行後、最初に開かれる委員会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成25年10月31日告示第235号)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この告示の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則(平成27年11月2日告示第226号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成28年3月24日告示第46号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月15日告示第41号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月28日告示第44号)

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第126号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月18日告示第46号)抄

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（平28告示46・全改、平30告示41・令元告示44・令2告示126・令4告示97・一部改正）

	機関等
1	栗原市医師会
2	栗原市歯科医師会
3	栗原栄養士会
4	栗原市食生活改善推進員協議会
5	栗原市老人クラブ連合会
6	栗原市生活研究グループ連絡協議会
7	新みやぎ農業協同組合
8	栗原ブロック商工会連絡協議会
9	栗原市社会福祉協議会
10	宮城県北部保健福祉事務所
11	宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所
12	宮城県北部教育事務所
13	栗原市PTA連合会
14	栗原市幼稚園保護者会
15	栗原市保育連絡会
16	栗原市内県立校長会
17	北部教育研究会
18	くりはらツーリズムネットワーク

別表第2（第3条関係）

（平28告示46・全改、平30告示41・令3告示46・一部改正）

	職
1	栗原市立幼稚園教諭
2	栗原市立小学校教諭
3	栗原市立中学校教諭
4	栗原市立義務教育学校教諭

4 栗原市食育推進委員会（栗原市食育推進計画策定委員会）委員名簿

	所 属	役職名等	氏 名
1	栗原市医師会	沢 辺 中 央 医 院	廣 瀬 祐 子
2	栗原市歯科医師会	くりこまデンタルクリニック	下 西 充
3	栗原栄養士会	会 員	坂 田 香 織
4	栗原市食生活改善推進員協議会	会 長	佐 藤 けい子
5	栗原市老人クラブ連合会	女 性 部 委 員	佐 藤 公 子
6	栗原市生活研究グループ連絡協議会	会 長	氏 家 豊 美
7	新みやぎ農業協同組合	栗っこいわでやま 統 括 部 次 長	小野寺 正 樹
8	栗原ブロック商工会連絡協議会	会 長	千 葉 キミ子
9	栗原市社会福祉協議会	地 域 福 祉 課 受 託 事 業 係 長	伊 藤 妙
10	宮城県北部保健福祉事務所	健康づくり支援班技術主幹	鹿 内 和佳子
11	宮城県北部地方振興事務所 栗原地域事務所	商 工 ・ 振 興 班 技 術 主 幹 兼 企 画 員	高 橋 智恵子
12	宮城県北部教育事務所	指導班次長（指導主事）	佐 藤 秀 克
13	栗原市PTA連合会	理事（志波姫中学校）	相 馬 知 広
14	栗原市幼稚園保護者会	会 員（築館幼稚園）	菅 原 佐都子
15	栗原市保育連絡会	会 員（鶯沢保育所）	赤 間 勇 一
16	栗原市内県立校長会	迫桜高等学校校長	今 野 一 幸
17	北部教育研究会	副会長（一迫小学校校長）	成 瀬 啓
18	くりはらツーリズムネットワーク	業務執行理事・事務局長	大 場 寿 樹
19	栗原市立幼稚園	志波姫幼稚園主査	石 川 光 裕
20	栗原市立小学校	築館小学校教諭	高 橋 賢
21	栗原市立中学校	栗駒中学校教諭	佐 藤 智 恵

5 栗原市食育推進計画策定検討作業部会委員名簿

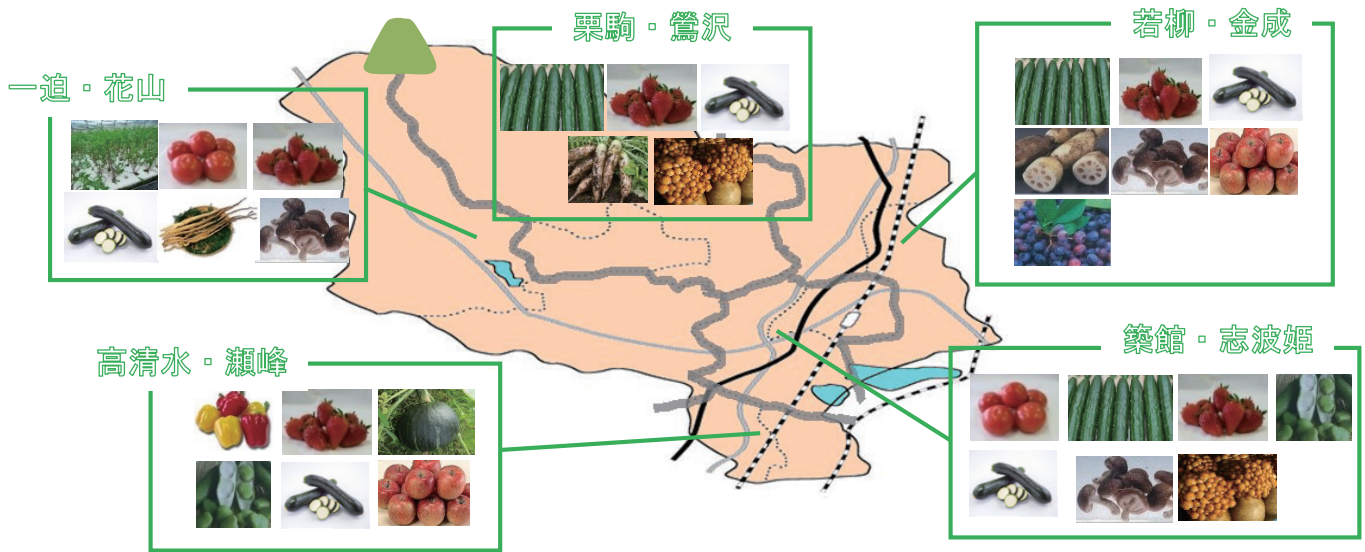
	所 属		職名等	氏 名
1	企 画 部	市 民 協 働 課	主 事	齋 藤 美 穂
2	農 林 振 興 部	農 業 政 策 課	主 事	内 藤 志 保
3		農 林 畜 産 課	主 事	加 藤 大 夢
4	商 工 観 光 部	産 業 戦 略 課	主 事	佐 藤 菜 々 花
5		田 園 観 光 課	主 事	曾 田 沙 穂 里
6	教 育 部	学 校 教 育 課	副 参 事 兼 指 導 主 事	菅 原 博
7		学 校 給 食 セ ン タ ー 栄 養 士 (南部学校給食センター)	志波姫小学校栄養教諭	千 葉 幸 子
8		学 校 給 食 セ ン タ ー 栄 養 士 (北部学校給食センター)	金成小中学校栄養教諭	水 口 亜 希 子
9		社 会 教 育 課	主 事	高 橋 秀 征
10		社 会 福 祉 課	主 査	伊 藤 正 裕
11	市 民 生 活 部	環 境 課	主 事	狩 野 良 樹
12		子 育 て 支 援 課	主 幹	中 村 純 子
13		保 育 所 栄 養 士	瀬峰保育所主任栄養士	三 浦 あ い 子
14		介 護 福 祉 課	主 事	千 葉 裕 太 郎
15		若柳・金成保健推進室	主 任 栄 養 士	後 藤 則 子

アドバイザー	仙台白百合女子大学人間学部 健康栄養学科	教 授	佐々木 裕 子
--------	-------------------------	-----	---------

6 第4期計画策定の経過

年月日	内 容	参集範囲
令和3年 12月19日	食育アンケートの実施 市内幼稚園児（5歳児 331名）、 小学1年生（319名）、小学5年生（413名）、 中学2年生（456名）、高校3年生（373名）、 小学1年生保護者（293名）、小学5年保護者（388名） に実施	
令和3年 11月～12月	食育アンケートの実施 栗原市各種検診申込書と合わせて送付し回収 （回収数 9,432人）	
令和4年 5月17日	栗原市食育推進計画策定検討作業部会（第1回） ・食育推進計画策定にかかる令和3年度「食に関するアンケート調査結果」について ・令和3年度食育推進の取り組み実績について ・第4期栗原市食育推進計画策定について	策定検討作業部会委員
5月26日	栗原市食育推進計画策定委員会（第1回） ・食育推進計画策定にかかる令和3年度「食に関するアンケート調査結果」について ・令和3年度食育推進の取り組み実績について ・第4期栗原市食育推進計画策定について 栗原市食育推進計画策定委員会・検討作業部会・ワーキング会議合同研修会	策定委員会委員 策定検討作業部会委員 ワーキング担当者 アドバイザー 仙台白百合女子大学教授 佐々木裕子 氏
6月13日	ワーキング会議（第2回） ・第3期計画の目標達成状況と課題分析	ワーキング担当者 アドバイザー 仙台白百合女子大学教授 佐々木裕子 氏
6月27日～ 7月1日	・第3期計画の目標達成状況と課題分析に対する書面照会	策定検討作業部会委員
7月4日 8月1日	ワーキング会議（第3・4回） ・現状課題をとりまとめ、新たな指標等の見直し・追加等を行う。第4期目標値の決定・素案の作成	ワーキング担当者 アドバイザー 仙台白百合女子大学教授 佐々木裕子 氏
8月18日	栗原市食育推進計画策定検討作業部会（第2回） ・第4期栗原市食育推進計画（案）について	策定検討作業部会委員
8月26日	栗原市食育推進計画策定委員会（第2回） ・第4期栗原市食育推進計画（案）について	策定委員会委員
9月1日	栗原市健康づくり推進協議会 ・第4期栗原市食育推進計画（案）の報告	栗原市健康づくり推進協議会委員
11月24日	庁議	市長、副市長及び部（局）の長
12月2日	栗原市議会議員全員協議会 ・計画（案）内容の説明	栗原市議会議員
12月13日～ 令和5年 1月4日	パブリックコメント	
1月17日	栗原市食育推進計画策定委員会（第3回） ・第4期栗原市食育推進計画（案）についての報告及び検討内容の説明	策定委員会委員
1月26日	庁議（パブリックコメント実施結果の報告）	市長、副市長及び部（局）の長

栗原の食材紹介



食材	収穫時期	食材	収穫時期	食材	収穫時期	食材	収穫時期	食材	収穫時期
 パプリカ	通年	 きゅうり	通年	 そらまめ	6月	 自然薯	11月	 なめこ	通年
 水耕野菜	通年	 いちご	12~6月 夏秋 6~12月	 ズッキーニ	5~11月	 高原大根	8月下旬 ~10月	 りんご	9~12月
 トマト	通年	 かぼちゃ	7~8月 11~12月	 れんこん	10~3月	 しいたけ	通年	 ブルーベリー	6~7月

※宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所協力

第4期栗原市食育推進計画

令和5年3月



発行 宮城県栗原市
企画・編集 栗原市 市民生活部 健康推進課

〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号
TEL (0228)22-0370
FAX (0228)22-0350
URL <http://www.kuriharacity.jp/>
E-mail kenko@kuriharacity.jp